

諮問番号：平成29年（処分）諮問第1号

答申番号：平成29年（処分）答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

処分庁鶴岡市長による、平成30年1月5日付け差押調書（納税発第〇〇号）記載の滞納処分（以下「本件処分」という。）については、結論において妥当である。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が納税者への配慮を著しく欠いた不当な処分であるとして、本件処分の取消しを求めている。

##### (1) 納税相談なく両者の理解が皆無である

ア 審査請求人は、これまでの交渉実績などから判断して、処分庁の納税課長や納税担当者との間には一定の相互理解が形成されているものと考えていたものであり、何の前触れもなく郵便貯金を差押処分するこのたびの方法は、相互理解を踏みにじる行為である。

イ 減免申請をし、執行停止の話を進めていたのに、突然の差押処分となったのは、乱暴で不当なものである。

##### (2) 物納を納税とみない市側とのくいちがいがある

これまで審査請求人が関わってきた複数の納税課長は、審査請求人が行う物納を納税として取り扱っていたものだが、現在の納税課長は物納を納税として認めないとしており、市の説明や指導、取扱いには一貫性がない。

#### 2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

##### (1) 「納税相談なく両者の理解が皆無である」との主張について

ア 「納税相談なく」については、否認する。理由は、長期間にわたる滞納であり、期別

ごとの督促状発送のほか、再三に渡り催告や納税相談をしていたからである。

イ そもそも納税相談は滞納処分の法的要件ではない。

ウ 執行停止を含め滞納を解消するための話し合いをしていたことは事実であるが、その手続の中で審査請求人の財産調査を行った結果、郵便貯金のあることが判明し、差押処分となったものである。

エ 差押処分は、その性質上事前に通知することはない。

(2) 「物納を納税とみない市側とのくいちがいがある」との主張について

ア 「物納」については否認する。理由は、固定資産税の納付にそのような制度は存在しないからである。

イ 審査請求人のいう物納とは、複数回にわたり、滞納処分で差し押さえた審査請求人の動産を公売に付し、その売却代金から経費を差し引いた金額を滞納税額に充当してきたことを指していると思われる。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 意見

本件審査請求には正当な理由を認めることができず、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

#### 2 理由

(1) 差押処分の執行について

地方税法第373条は、固定資産税に係る滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から10日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しないときには、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない旨を定めている。

本件処分は、平成18年度第2期から平成29年度第2期までの滞納に係る差押処分であり、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納していないことは明らかであり、この点について違法性は認められない。

(2) 郵便貯金の差押えについて

固定資産税の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例を準用することとしており、国税徴収法第75条から第78条までにおいて、差押禁止財産について規定している。

本件処分に係る差押財産は、審査請求人名義の郵便貯金に対する払戻請求権であるが、預貯金は法令で規定する差押禁止財産には該当しないものであり、この点についても違法性は認められない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性について

ア 納税相談の有無について

審査請求人は、審査請求の理由を「納税相談なく両者の理解皆無」としているが、処分庁は、これまで審査請求人に対して督促状の発送、催告、財産調査、動産の差押えと公売による換価金の充当と、繰り返し納税相談を行ってきた。また、審査請求人自身が、これまでの市との交渉実績などから判断して、一定の相互理解が形成されているものと考えていたことから判断しても、納税相談が行われていたことは疑いの余地がなく、「納税相談なく両者の理解皆無」の状態であったとは言えない。

なお、滞納処分の法的要件は、「督促状を発した日から10日を経過した日までにその督促に係る地方団体の徴収金を完納しないとき」だけであり、処分庁が納税相談なしに滞納処分をしたとしても違法性はない。

イ 事前通知の有無について

審査請求人は、何の前触れもなく郵便貯金を差押処分したことに対して、これまでの相互理解を踏みにじる行為であるといった主張をしている。

しかし、滞納処分は納税者の意思にかかわらず強制的に行われるものであり、差押処分を行うに当たって、納税者が一部でも納付の意思を表示すれば差押処分ができなくなる旨や、納税者の了解を得なければならない旨を定めた法令の規定はない。また、差押えについて事前通知することは、その目的の達成を不可能にするおそれがある行為であるから、事前に差押えの話をしないことは、このような差押処分の目的に反するものではなく、処分庁が差押えの話を審査請求人にしなかったことが本件処分を不当とする理由にはなり得ない。

#### ウ 物納の取扱いについて

審査請求人は、これまで複数の納税課長が、審査請求人が行う物納を納税として取り扱ってきたと主張しているが、税法上固定資産税の物納は認められていないことから、処分庁が滞納処分で差し押さえた審査請求人の動産を公売に付し、その売却代金から経費を差し引いた金額を滞納税額に充当した行為（平成23年度から平成28年度までの間に5回行われている。）を物納と誤解しているものと推測される。

審査請求人は、物納に関する市の説明や指導、取扱いに一貫性がないと主張しているが、これが本件差押処分を不当とする理由にはなり得ない。

#### エ 信義則の法理の適用について

法令に適合した本件処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、これを違法として取り消すことができるのは、納税者間の平等・公平という要請を犠牲にしてもなお、本件処分を取り消して審査請求人の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存在する場合に限られるべきであると解される。

本件処分に係る案件について処分庁は、納税相談を繰り返しても長期間解決できずにいることや公売で売却できそうな動産も見当たらないことなどから、昨年秋には滞納処分の執行停止も視野に入れて審査請求人と話し合いを行っており、審査請求人も執行停止の可能性があることを知っていたはずである。ところが、処分庁が執行停止を決定する前の最後の財産調査を実施したところ、審査請求人名義の郵便貯金に残高があったことから、すぐに差押処分が執行されたものである。

審査請求人は、郵便貯金の差押えにより経済的不利益を受けることになったが、そもそも滞納の原因に審査請求人の責めに帰すべき事由がなかったと言えるのかどうか、滞納額を超える残高の郵便貯金がありながら全く納税の意思を表示しなかったことに対して多くの善良な納税者がどのような感情を抱くのかなどを考え合わせると、本件処分を取り消して審査請求人の信頼を保護しなければならない特別な事情の存在を認めることはできない。

#### 第4 調査審議の経過

審査会による調査審議の経過は、以下のとおりである。

年月日	処理内容
平成30年4月18日	審査庁からの諮問
平成30年5月11日	審議（1回目）
平成30年5月30日	審議（2回目）

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続については、審理員の審理手続を検証した結果、適正に行われたものと認められた。

##### 2 本件処分について

###### (1) 本件処分の違法性について

本件処分に係る滞納固定資産税等の額は、審査請求書に添付された差押調書（謄本）の写し等によると、平成30年1月9日時点で、平成18年度第2期から平成29年度第2期までの合計で、262万7,050円であり、いずれの期別に係る固定資産税も督促状を発した日から10日を経過した日までに完納されておらず、地方税法第373条に規定する差押えの要件に適合すると認められることから、本件処分に違法性は認められない。

また、本件処分に係る差押財産は、審査請求人名義の郵便貯金に対する払戻請求権であるが、預貯金は一般に差押禁止財産には該当せず、また、これを差押禁止財産と解すべき特段の事情も認められないことから、この点においても本件処分に違法性は認められない。

###### (2) 本件処分の不当性について

###### ア 納税相談の有無について

審査請求人は、審査請求の理由の一つに「納税相談なく両者の理解皆無」を挙げており、審理員意見書においても納税相談の有無について審理員の判断が示されている。

しかしながら、口頭意見陳述における審査請求人の陳述から判断すると、審理員は、これまで全く納税相談が行われてこなかったことが不当である旨を主張しているのではなく、本件処分が執行停止の話を進めていたにも関わらず事前の通知もなく突然行

われたことが不当である旨を主張しているものと考えられる。

よって、このことについての審査会の判断は、以下（イ及びエ）において示すこととする。

#### イ 事前通知の有無について

審査請求人は、何の前触れもなく郵便貯金を差押処分したことは、これまでの相互理解を踏みにじる行為であると主張している。

しかしながら、差押えについて事前通知をすることは、その目的の達成を不可能にするおそれがあることから、処分庁が差押えについて審査請求人に事前に通知しなかったことについては、特段の問題はないと判断される。また、国税徴収法は、滞納者の債権を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならない旨を定めているが、事前にそれを通知しなければならない旨の規定はなく、滞納処分を行うに当たって納税者が一部でも納付の意思を表示すれば差押処分ができなくなる旨や納税者の了解を得なければ差押えをすることができない旨の規定もない。

よって、処分庁が本件処分について事前に通知しなかったことに不当性は認められない。

#### ウ 物納の取扱いについて

審査請求人は、審査請求の理由の一つに「物納を納税とみない市側とのくいちがい」を挙げ、口頭意見陳述においても、これまで審査請求人が関わってきた複数の納税課長は審査請求人が行う物納を納税として取り扱っていたが、現在の納税課長は物納を納税として認めず、市の説明や指導、取扱いには一貫性がない旨主張している。

審査請求人のいう「物納」について、審理員は、処分庁が滞納処分で差し押さえた審査請求人の動産を公売に付し、その売却代金から経費を差し引いた金額を滞納税額に充当した行為を物納と勘違いしているものと推測しているが、そもそも固定資産税の納付に物納という制度はないことや、審査請求人に係る動産の公売が平成23年度から平成28年度までの間に5回行われていることから、この推測が妥当であると認められる。

このことから、処分庁における動産の公売の取扱いは一貫していると認められ、審査請求人の主張には正当な理由を認めることができない。

## エ 信義則の法理の適用について

審査請求人は、これまでの交渉実績などから判断して、処分庁の補助職員である納税課長や担当者と審査請求人との間には一定の相互理解が形成されているものと考えており、また、執行停止の話を進めていた中で、何の前触れもなく本件処分が行われたのは、相互理解を踏みにじり、納税者への配慮を著しく欠いた、乱暴で不当な行為である旨主張している。

これらの主張からは、審査請求人がいかなる法規に照らして本件処分を不当な行為と主張しているかは必ずしも明らかではないが、執行停止も視野に入れて話合いをしてきたところに不意打ちのように行われた本件処分は、法の一般原理である信義則の法理に反して無効である旨を主張しているものと推察される。

しかしながら、本件処分は、公売で売却できそうな財産も見当たらないとして、審査請求人と処分庁とが滞納処分の執行停止も視野に話合いを行い、処分庁が執行停止を決定する前の最後の財産調査により滞納固定資産税等の額を超える郵便貯金が発見されたことから行われたものである。これまでの話合いにおいて、審査請求人が相当額の郵便貯金の残高を有することを処分庁に明らかにせず、全く納税の意思を表示しなかったことを考えると、本件処分により、処分庁が一方的に相互理解を踏みにじったとする審査請求人の主張は採用することができない。

また、地方税法第373条は、徴税吏員に対し、滞納者の財産の差押えを義務づけており、処分庁は当該規定に基づいて義務的に本件処分を実施したものであることから、本件処分が相互理解を踏みにじり、納税者への配慮を著しく欠いた乱暴で不当な行為であると評価するのは適当でない。

適法に行われた本件処分を信義則の法理の適用により取り消すことができるのは、納税者間の平等・公平という要請を犠牲にしてもなお審査請求人の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存在する場合に限られるべきであるところ、以上のとおり本件処分にはそのような特別な事情が存在するとは認められないことから、本件処分は、法の一般原理である信義則の法理に照らしても、不当性は認められない。

鶴岡市行政不服審査会